



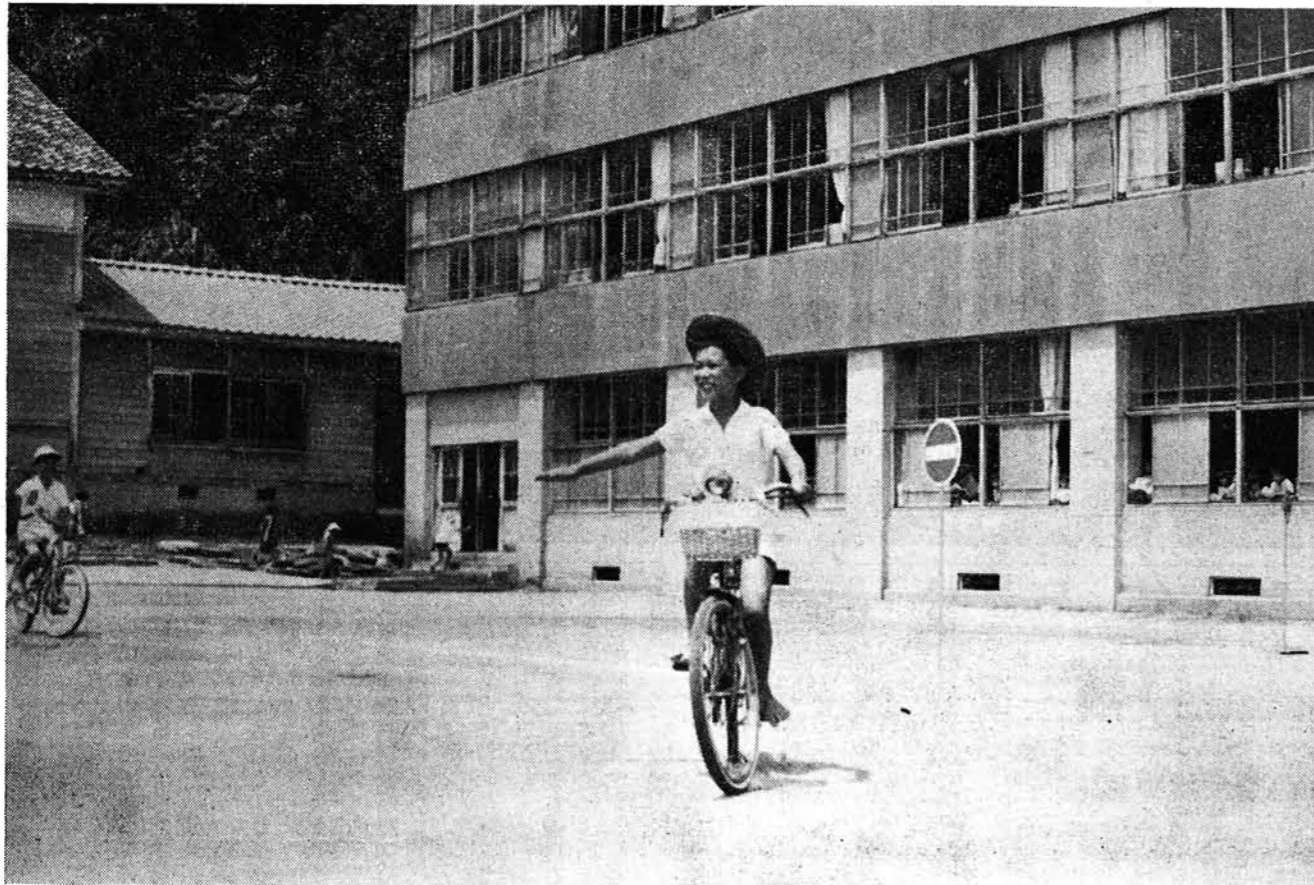
# よいた

町だより 町長川上文平書

No. 86

8月号

昭和48年8月10日 ■発行／与板町 (代表者与板町長川上文平) ■編集 与板町だより編集委員会



## きまりを守って正しく乗りましょう

7月18日に小学生を対象にして、正しい自転車の乗り方についての勉強会が開かれました。自転車に乗るためには、自転車独自のルールがあります。

たのしく・安全に乗るには、自分の体に合った自転車に、そして自分の手足のように動かせるように、そしてきまりをしつかり守って、より楽しく、より安全に

### 人口の動き

7月31日現在			
( )は6月末との比較			
人口	7,865人	(+ 1人)	
男	3,811人	(+ 6人)	
女	4,054人	(- 5人)	
世帯	1,791	(- 6)	
出生	16人	死亡	8人
転入	11人	転出	18人

- 煙草をなくそう.....2
- 青少年非行化防止.....3
- 心配ごと相談所とは.....3
- 固定資産税の改正.....3
- 町民体育祭.....4
- 町民体育祭.....4
- 国保税のあらまし.....4
- マイホームと税金.....5
- ポストコーナー.....5
- 水防演習.....5
- お知らせ.....6

おもな内容は

よいた町だより 48. 8. 10 発行

[6]

## 保健衛生だより

8月21日(火) 13時30分から15時  
三種混合(3回目) 母子センター  
対象者 S47. 6. 1~S47. 12. 31迄出生児

8月22日(水) 13時30分から15時  
乳児検診 母子センター  
対象者 一般

「自動車をお持ちの方へ」  
車庫規制法について  
このたび自動車の保管場所の確保に関する法令の一部が改正されて、自動車の保管場所・適用地域であつて、使用の本拠(使用者の住所)をおく自動車について、新規、変更・移転等の登録申請をする場合には「車庫証明書」が必要となりまして、今年(昭和四十八年)八月十五日、日本武道館において実施されることになりました。

式典当日には全町民が、それぞれの職場または家庭において、正午のチャイムに合わせて、一分間の黙とうをささげましょう。

八月十五日  
正午には黙とうを



改正されて、自動車の保管場所・適用地域であつて、使用の本拠(使用者の住所)をおく自動車について、新規、変更・移転等の登録申請をする場合には「車庫証明書」が必要となりまして、今年(昭和四十八年)八月十五日、日本武道館において実施されることになりました。

与板町では、今年(昭和四十八年)八月十五日、日本武道館において実施されることになりました。

新車を購入するとき  
中古車を購入するとき  
変更登録  
使用の本拠(使用者の住所)を変更するとき  
移転登録  
他県からの転入、および登録済車を購入するとき

与板まつり  
今年の与板まつりは、例年どおり九月十四・十五・十六日の三日間です。  
楽しい企画がいろいろありますから、どうぞおたのしみにお待ちください。

成人式十五日に開催  
左記のように成人対象者(一九五名)により行事が計画されました。

期日 八月十五日(水)  
午前十時から  
会場 小学校西運動場

戦没者等の妻および戦没者の父母等に対する特別給付金が継続支給されます。

昭和三十八年から戦没者の妻として二十万円を受給した者が本年四月三十日に、又昭和四十二年から戦没者の父母等として十万円を受給した者にかゝる国債(い号)償還が昨年五月三十日にそれぞれ完了しましたが、このほど継続として支給されることになりました。

一、継続給付金の内容

(1) 戦没者等の妻  
国債の額面 六十万円  
国債の償還 無利子 十年  
償還金支払日 四月三十日  
十月三十一日  
償還金 毎回三万円 (年六万円)

(2) 戦没者の父母等  
国債の額面 三十万円  
国債の償還 無利子、五年

償還金支払日 九月十四日  
償還金 一回六万円

二、請求権を有する者  
(1) 前回二十万円を受給した妻(国債い号)  
十万円を受給した父母等(国債い号)で、昭和四十八年三月三十一日までに公務扶助料、遺族年金等の受給権、または受給資格を失なつていない者。  
(2) 公務扶助料、遺族年金等を請求中であるが、まだ裁定を受けていない者。  
(3) 前回の特別給付金(二十万円又は十万円)の請求が時効によつて、支給されなかつた者。  
以上の方は請求手続きをして下さい。

三、その他  
妻の二十万円を昭和三十八年以後、父母等の十万円を昭和四十二年以後の法律改正によつて支給され、まだ償還の完了していない方は、今後最終償還の完了したときに継続請求を行うこととなります。  
継続請求の細部規定等については、役場住民課へ相談して下さい。

とじて保存して下さい

# けむたいのはもうゴメン



生わら焼却はひとに迷惑、自分で損

(1) 現況  
今年の稲の作柄は、気象条件の好転と農家の皆様のたゆまざる努力によつて、豊かな稔りの秋を迎えようとしています。  
このまゝで進みますと、早稲出穂のこともあつて二十日を過ぎると、間もなく収穫が始まることでしょう。

農作業の機械化により、生わらがカットされて圃場に放置され、昨年与板町ではこの放置わらの約半分(一、三五〇ト)が焼却されて灰になり一方煙公害を起して多数の町民や通行の方々に迷惑をおかけしました。このわらを価格計算をしますと約一四〇〇万円に相当し、まことにもったいない話です。

## (2) 生わらの処置法は

過去の湿田時代には、生わらの施用により田植後、稲の生育が悪くなるハチツソ、飢餓現象や、田に多量のガスが発生して八根ぐされの原因となつたりして、稲の生育条件を悪くしました。  
現在乾田化の進んだ水田では、こんな心配はなくなり三島北部農業改良普及所の調査でも、湿田時代のような害は出ていません。  
しかしわらは堆肥に積んで春施用することが最もよいのですが、焼却による有機物の損耗を防止するために、あえて生わら施用をおすすめしています。

## (3) わらの効用

土壌中の有機物(腐る物)はN・P・Kをはじめ稲に肥料分を供給するほかに、次のような働きをしています。  
① 土壌中の養分を保持する。  
② 水分を適当に保持調節する。  
③ 土壌を団粒構造にし、田面水の透過をよくしたり通気性をよくしたりして根を健全にする。  
④ 流化水素の害を少なくする。  
要するに養分の補給源としての役割と土壌の調節機能を増大させる役割とを併せもっています。

## (4) わらを焼却したら

わらを焼却すると土壌の機能が低下し、養分の少ないヤセ地になったり、早害を受け易くなつたり、根腐れが出易くなつたりするわけです。  
(5) 地力は大切なものだ  
米作りは昔から土壌の保持し放出する養分に助けられて成立してきました。  
しかし現在は乾田化が進み地力そのものは急速に減つており、将来を考えると大変心配なことです。  
以上わらの利用法と効果についてのべてみました。煙公害で多くの人に迷惑をかけるより、上手に使用して立派な米を作り出すよう、一人一人あすの農業のためにも



道路には物を出さない習慣を、自分の土地に、他人が無断で出したらどうしますか?  
最近、道路又は歩道の上に物を出している商店等が多く見受けられますが、道路管理上支障があり、他人にも迷惑をかけるので物を出さないようにしてください。  
記  
一、道路の法面を埋立てる場合  
一、側溝にフタをかける場合(住宅等の出入口)  
一、側溝に穴をあける場合  
一、道路に樋管を伏せる場合  
一、その他前記に類似した使用をする場合。  
〃道路上樹木の伐採について〃  
県道敷地内に樹木等が出ており道路管理上支障があり、交通事故の原因となる恐れがありますので、伐採または民有地に移動するよう協力願います。

## “あたたかいあなたの心が”

### — 青少年を健全に育てよう —

## 非行を防ぐ

夏は青少年が学校や職場からはなれて、自主的に自由な時間が大幅に増加する時期であり、青少年が自然に親しみ計画的に心身を鍛練するとともに、社会的な経験を豊かにする機会でもあります。  
しかし、その反面、不注意や放任などから不慮の事故や非行化などが多数発生する時期でもありません。

1. 自由時間の創造的活用、楽しい体力づくり、地域行事への参加など、節度ある生活をする。  
2. 公共施設の保持、自然環境の愛護などのマナーを身に付ける。

いわれ、今日の青少年非行の特徴とされている犯罪の低年齢化や単純な動機による遊び型非行の増加、一般中流家庭の子供による犯罪、非行の増加、さらにはサーキット族騒ぎといった現象も、現代の社会情勢と密接に関連するものといえるでしょう。  
このような社会的環境の下において、青少年を非行から守り、希望に満ちた将来を開拓してやる必要があるとあります。



児童生徒は夏休み、勤労青少年はお盆休みや夏期休暇などのためとすれば解放感にひたつて時間を空費したり、生活が乱れがちであつたり、これらが事故や非行化の要因となります。  
主な対策として  
1. 健全な家庭づくりをめざし、家族ぐるみで話し合う機会をもつ。

4. 子どもの遊び、旅行、アルバイトなどに、注意して事故や非行を起さないよう指導する。  
青少年の犯罪や非行ほど、その時の社会的条件や環境を敏感に反映するものはないと

家庭はもち論、学校、職場において、また地域社会のすべての人々のご協力をお願いいたします。  
次の事故、行為などについて細心の注意をし、未然に防止いたしましょう。

- (1) 交通事故、水死事故、登山事故、花火事故等。
- (2) 夜遊び、未成年者の飲酒喫煙等。
- (3) 不健全な娯楽、不純異性交遊等。
- (4) 有害薬物乱用(シンナー遊び)等。

## 心配ごと相談所とは

当町に相談所が開設されて二年が過ぎましたが、有ることは知つていない、といわれる方が多いようです。紹介を続け広く皆様に気軽に利用していただくことを目指しています。  
× × × × ×  
新聞の三面を見られてどうして隣人にでも打明けられなかつたのか  
知人に相談できなかったか、もう一歩考える手

はなかつたのか  
などと気付かれることがあると思いますが、その相談相手に気軽に話してあげるところです。  
新聞記事ほどでなく、日常気がかりや困つていたり、迷つていたり、どこに話に行けばよいかわからないことなどは、一応も二応も相談をかけたいたゞきたいと思つています。  
無料と秘扱いで部局外に漏らしませんので、安心して遠慮なくご相談ください。  
相談員に話を聞いてもらい世間の常識を知らされ、それで気が晴れ即決のものもあり他の機関を紹介あつた旋申しあげたり、次回まで調査研究しておき重ねて相談する場合も

次回事例を紹介の予定  
開設日は毎月十日、二十日  
場所は役場分室  
時間は午後一時から三時  
相談員は民生委員が担当  
相談員 田村記一

## 固定資産税の改正

区分	改正前	改正後
土地	80,000円	150,000円
家屋	50,000	80,000
償却資産	300,000	1,000,000

今年四月地方税法の一部改正により、固定資産税が次のように改正されました。  
(一) 免税点の引上げ  
法の一部改正により、固定資産税が次のように改正されました。  
(二) 宅地等(農地以外)の土地を住宅用地と非住宅用地に区分し、昭和五〇年より住宅用地は評価額の二分の一が非住宅用地については評価額を課税標準額として課税されることになりましたので、従前より税額が高くなります。  
(三) 住宅用地  
一、専用住宅の敷地(但し専用住宅の床面積の一〇倍までの分)  
二、併用住宅の敷地(但し人の居住している部分の床面積がその併用住宅の床面積の四分の一以上であること)  
(四) 非住宅用地  
一、住宅用地以外の宅地等が非住宅用地です。

即ち工場・倉庫・作業所の敷地等を言います。  
(五) 昭和四十八年・四十九年度は、現行の課税標準額に一倍・一・四倍の負担調整率を乗じて税額を算定する従来と同じやり方で税額を算定しておりますが住宅用地については、課税標準額が評価額の二分の一を超える場合は、その額にとどめることとなります。  
(六) 役場では、名寄台帳により住宅用地と非住宅用地を調査して居りますので、申告書により役場より照会の折りは期日までに提出くださる様お願いいたします。役場詳細の点については、税務係に照会してください。



みんなでカッター!

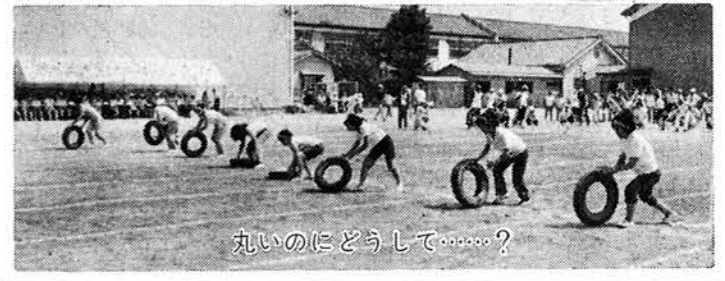
# 炎天下 町民体育祭



↑升ビンの口はバカに小さいナー



ヨシ! あどほまかせて



丸いのにどうして……?



せまいナー! ワッショイ ワッショイ

## 国民健康保険税のあらまし

保険税は世帯主を納税義務者として世帯単位に課税を行ない、国民健康保険の療養費に要する費用に充てるための目的税であり、税のあらましは次のとおりです。

**課税総額**  
その年度における療養費(療養の給付及び療養費の支給)に要する総額(見込額)のうち四割が国の負担で、三割が本人負担(一部負担金)残り三割が保険税の課税総額となります。

**課税総額の構成割合**  
課税総額は、所得割総額、資産別総額(以上を応能割)、被保険者均等割総額、世帯別平等割総額(以上を応益割)構成からなり、その率は、所得割四七%、資産割八%、均等割三〇%、平等割十五%の割合です。

**課税額の算定**  
①、世帯主およびその世帯の被保険者個人個人について、所得割、資産割、均等割を算定し、その合計額に平等割を加えた額を世帯主である納税義務者に課税されます。ただし、課税限度額は八万円です。

②、世帯主が国民健康保険の資格がなく、その世帯内に国民健康保険の被保険者である世帯主を国民健康保険の被保険者であるとみなし(みなす世帯主)

て保険税を課税することとされておられ、その世帯主についても所得割額、資産割額が算定されます。

**所得割額の算定**  
世帯主及び世帯員(被保険者)の前年の総所得金額及び山林所得金の合計額で算定され、昭和四十七年度の地方税法改正により、土地・家屋の譲渡所得がある場合は、その所得金額も合算になります。なお、総所得金額については、青色専従者給与額及び事業主の所得から控除されません。

**資産割額の算定**  
世帯主及び世帯員に係る、その年度の固定資産税額のうち土地及び家屋にかかる部分の額とされておられます。

**みなす世帯主の減額**  
前に述べました、みなす世帯主に対する所得割について算定された所得割額が軽減されます。

その軽減額は、被保険者の数によつて異なります。

**低所得者の減額**  
前年の所得が低い世帯に対して、前年度の保険税のうち、均等割額及び平等割額に十分の六、又は十分の四の割合を乗じて得た額が減額されます。

- 「電話の優先設置」  
ひとり暮らし  
ご老人など
- このたび、つぎに該当する方々の電話架設申込みは優先的に設置することになりました。
  - 六十五才以上のひとり暮らしの方
  - 六十五才以上の方で未成年者、寝たがりの配偶者または心身障害者等とのみ生計を共にしている方
  - 配偶者のない女子で、現に二十才未満の児童を扶養している方
  - 公費に係る健康被害の救済に関する特別措置法により認定された方
  - 心身障害の方
  - 身体障害の方
  - 右記4、5、6項にかかわる方の後見人または親権者
- いづれも、住民票・証明書などが必要です。  
架設費用は、一般の場合と変わりません。  
くわしくは当局へお尋ねください。
- 与板電報電話局  
(TEL二七〇〇)

## 税金のはなし

### マイホームと税金(2)

二、不動産取得税  
不動産を買った時にかかる税金が不動産取得税で、これは都道府県税です。  
税率は不動産価格の三%ですが、住宅を新築したり、建築新築住宅を購入したりした場合には、二〇〇万円の控除があります。

三、所得税の住宅取得控除  
昭和四十七年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に、家屋の新築工事に着手したり、新築家屋を買入れたとき、次の要件にあてはまるものであれば、その家屋の床面積三・三平方メートルあたり一〇万円を取得価額として、その取得価額の1%

(最高二万円)が、その家屋に居住した年以後三年間、各年分の所得税額から控除されます。

(一)家屋の床面積が一〇平方メートル以下であること。  
(二)工事の完了の日または購入の日から六か月以内に自分で居住すること。また、引き続き、控除を受ける年の十二月三十一日まで居住していること。この控除を受けるためには、その年分の所得税の確定申告書に、次のような書類を添付して、控除を受ける金額を記載しなければなりません。

① 建築基準法による建築確認申請に対する確認通知書の写し(建築基準法の適用を受けない家屋については、設計図の写しなど、床面積が一〇平方メートル以下であることを証明するもの)。

② 取得した家屋の登記簿謄本(抄本)、新築工事の請負契約書、売買契約書など、その家屋の工事を竣工の日や取得年月日を証明する書類の写し。

③ 住民票の写し

④ 共かせぎで住宅を取得した時の贈与税関係書

共かせぎ夫婦が資金を出し合つて住宅を取得したとき、その不動産登記の名義を夫の名義にすると、妻が出した資金については、妻から夫への贈与となり、贈与税がかかります。

このようなときには、それぞれ出し合つた資金の額に应符合する書類を提出し、その金額を記載しなければなりません。

① 建築基準法による建築確認申請に対する確認通知書の写し(建築基準法の適用を受けない家屋については、設計図の写しなど、床面積が一〇平方メートル以下であることを証明するもの)。

② 取得した家屋の登記簿謄本(抄本)、新築工事の請負契約書、売買契約書など、その家屋の工事を竣工の日や取得年月日を証明する書類の写し。

③ 住民票の写し

④ 共かせぎで住宅を取得した時の贈与税関係書

共かせぎ夫婦が資金を出し合つて住宅を取得したとき、その不動産登記の名義を夫の名義にすると、妻が出した資金については、妻から夫への贈与となり、贈与税がかかります。

「マイホームを計画している人へ」  
昭和四十三年一月一日から昭和四十九年十二月三十一日までの間に、地方住宅供給公社などと結んだ「住宅貯蓄契約」に基づいて積立てなどした場合については、一年間に積立てた額をその年の所得から差し引くことができ、所得税額から差引くことができます。

「住宅貯蓄契約」とは、地方住宅供給公社、住宅金融公庫、日本住宅公団、金融機関いわゆる社内預金の受け入れをしている勤務先、または生命保険会社や損害保険会社と結んだ、住宅やその敷地を購入することを目的とする貯蓄契約で、一定の要件にあてはまるものをいいます。

勤労者財産形成促進法による、いわゆる「財形貯蓄」で一定の要件にあてはまるものも、住宅貯蓄控除の対象になります。この場合の控除額は、積立額の六%(最高三万円)相当額となります。

住宅貯蓄契約などに基づく積立てなどに対しては、貯蓄取扱機関から、積立額などを記載した「貯蓄証明書」が交付されますから、この証明書を確定申告書に添付して、控除を受けることになります。

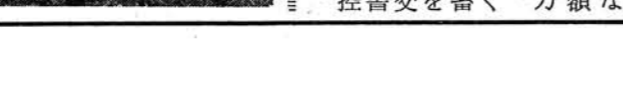
去る七月十三日、与板高校グラウンド及び黒川堤防において新潟県主催による水防演習が行なわれました。

県会議長さんをはじめ、主催者のごあいさつのおと、ただちに与板町消防団による水防工法(土俵寄せ、土俵張、川倉五徳縫、積土俵等)の訓練が開始されました。

全員一致協力し、汗だくとなつて正午頃に全作業を終了いたしました。

講習に際して、水防作業の専門家の方から「与板の消防団は非常に熱心で規律正しく、その技術も優秀であり、災害発生時にはたいへん心強い」といつておられました。消防団の皆さん、ほんとうにごくろうさまでした。

万一のときにはよろしくお



牛 粹 組

## ポストコーナー

ますます有利  
定額貯金利率がアップ  
改正前のもも新利率

みなさまにご利用いただいている郵便貯金のうち定額・定期貯金は7月1日から利率がアップしました。

特に定額貯金は、預入期間が3年以上になりますと、6.5%と高利率が適用されます。また、利率の引上げは、6月30日以前に預入されたものについても適用しますので、おろしたり、積み換えたりしないで、そのまま継続したほうがおとくです。貸付けについては従前の利率が適用されます。たとえば、10万円を定額貯金に預入した場合のおもな元利金は次のとおりです。

1年では104,806円、3年では121,154円、5年では137,689円、10年では189,583円となり、10年で利息が89,583円にもなります。

期間	改正		期間	改正		
	旧	新		旧	新	
定額貯金	6月以上	4.25%	住宅積立貯金	3年	5.76%	
	1年以上	4.75%		(4.68)	5.52%	
	2年以上	5.75%		4年	6.00%	5.76%
	2年6月以上	6.25%		(4.92)	6.00%	6.00%
3年以上	6.50%	(新設)	5年	6.24%	6.00%	
定期貯金	5.75%	5.50%		(5.16)	(4.92)	

( )内は、貸付を受けない場合の利率

「水害に備え 水防演習を終えて」  
ことしは集中豪雨の恐れも?

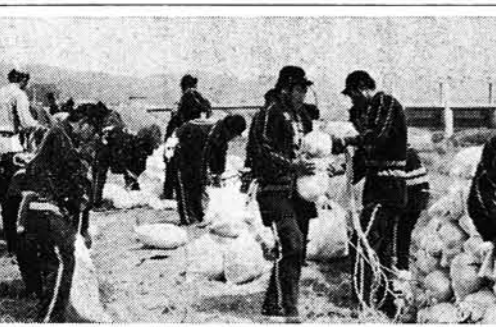
去る七月十三日、与板高校グラウンド及び黒川堤防において新潟県主催による水防演習が行なわれました。

県会議長さんをはじめ、主催者のごあいさつのおと、ただちに与板町消防団による水防工法(土俵寄せ、土俵張、川倉五徳縫、積土俵等)の訓練が開始されました。

全員一致協力し、汗だくとなつて正午頃に全作業を終了いたしました。

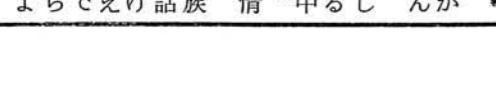
講習に際して、水防作業の専門家の方から「与板の消防団は非常に熱心で規律正しく、その技術も優秀であり、災害発生時にはたいへん心強い」といつておられました。消防団の皆さん、ほんとうにごくろうさまでした。

万一のときにはよろしくお



今夏の天候は連日日照りが続き、降雨はなく、たいへん異状です。

このようなときには、台風や低気圧の影響によって、集中豪雨をもたらしたりします。どうか皆さん、毎日の気象情報に気をつけていただき、万一のときの準備として家族全員で避難方法等について話合ひ、また水害の場合だけでなく、あらゆる災害に備えて、身のまわりの貴重品をできるだけ軽量にまとめて持ち出すようにしておきましょう。



牛 粹 組